

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,175,019</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,275,408</b>
現金及び預金	2,535,917	支払手形及び買掛金	154,516
受取手形及び売掛金	1,823,217	短期借入金	1,800,000
商品及び製品	2,445,625	1年内返済予定の長期借入金	99,140
原材料及び貯蔵品	82,002	未払金及び未払費用	536,317
前払費用	122,878	未払法人税等	351,031
短期貸付金	3,100	前受金	1,107,236
繰延税金資産	128,278	その他	227,166
その他	37,021		
貸倒引当金	△ 3,022		
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,591,169</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>592,653</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,590,829</b>	長期借入金	400,860
建物及び構築物	692,448	退職給付に係る負債	188,755
車両運搬具	0	長期未払金	2,538
工具、器具及び備品	883,798	その他	500
建設仮勘定	14,582		
<b>無形固定資産</b>	<b>409,344</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,868,062</b>
ソフトウェア	17,126		
電話加入権	4,932	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	387,185	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,900,507</b>
その他	100	資本金	2,617,252
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,590,996</b>	資本剰余金	2,376,152
投資有価証券	66,930	利益剰余金	909,143
長期前払費用	15,580	自己株式	△ 2,040
関係会社長期貸付金	213,300	その他の包括利益累計額	△ 2,380
敷金及び保証金	1,030,027	為替換算調整勘定	△ 2,380
繰延税金資産	11,885		
その他	266,792	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,898,127</b>
貸倒引当金	△ 13,521	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>10,766,189</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,766,189</b>		

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,752,204
売 上 原 価		5,387,812
売 上 総 利 益		7,364,392
販売費及び一般管理費		5,587,133
営 業 利 益		1,777,258
営 業 外 収 益		2,940
受 取 利 息	1,412	
そ の 他	1,527	
営 業 外 費 用		21,182
支 払 利 息	18,450	
社 債 利 息	353	
為 替 差 損	2,328	
そ の 他	50	
経 常 利 益		1,759,016
特 別 損 失		262,990
減 損 損 失	247,384	
固 定 資 産 除 却 損	15,605	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,496,026
法人税、住民税及び事業税	333,458	
法 人 税 等 調 整 額	△139,015	194,443
当 期 純 利 益		1,301,582
親会社株主に帰属する当期純利益		1,301,582

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,617,252	2,376,152	△392,438	△1,979	4,598,986
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,301,582		1,301,582
自己株式の取得				△61	△61
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,301,582	△61	1,301,520
当 期 末 残 高	2,617,252	2,376,152	909,143	△2,040	5,900,507

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△6,409	△6,409	4,592,577
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,301,582
自己株式の取得			△61
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,028	4,028	4,028
当期変動額合計	4,028	4,028	1,305,549
当 期 末 残 高	△2,380	△2,380	5,898,127

独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

株式会社シーマ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 若 槻 明 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,939,262</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,304,125</b>
現金及び預金	2,384,964	買掛金	120,995
売掛金	926,310	短期借入金	1,800,000
商品及び製品	2,363,728	1年内返済予定の長期借入金	99,140
原材料及び貯蔵品	42,748	未払金	202,371
前払費用	71,771	未払費用	142,668
短期貸付金	3,100	未払法人税等	245,996
繰延税金資産	114,841	未払消費税等	109,776
その他	32,354	前受金	561,613
貸倒引当金	△ 556	預り金	6,036
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,730,466</b>	その他	15,526
<b>有形固定資産</b>	<b>1,203,777</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>635,382</b>
建物及び構築物	366,868	長期借入金	400,860
車両運搬具	0	退職給付引当金	188,755
工具、器具及び備品	833,991	長期未払金	2,538
建設仮勘定	2,918	その他	43,228
<b>無形固定資産</b>	<b>21,520</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,939,508</b>
ソフトウェア	16,587	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	4,932	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,730,220</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,505,168</b>	<b>資 本 金</b>	<b>2,617,252</b>
関係会社株式	1,398,460	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>2,376,152</b>
投資有価証券	500	資本準備金	2,376,152
関係会社長期貸付金	338,680	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>738,856</b>
長期前払費用	11,478	利益準備金	23,531
敷金及び保証金	763,114	その他利益剰余金	
繰延税金資産	11,885	別途積立金	300,000
その他	14,570	繰越利益剰余金	415,325
貸倒引当金	△ 33,521	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 2,040</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,669,728</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,730,220</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>9,669,728</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,707,670
売 上 原 価		3,798,466
売 上 総 利 益		5,909,204
販売費及び一般管理費		4,438,435
営 業 利 益		1,470,769
営 業 外 収 益		22,110
受 取 利 息	11,879	
為 替 差 益	1,224	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7,000	
そ の 他	2,006	
営 業 外 費 用		18,853
支 払 利 息	18,450	
社 債 利 息	353	
そ の 他	50	
経 常 利 益		1,474,025
特 別 損 失		248,677
減 損 損 失	247,384	
そ の 他	1,292	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,225,348
法人税、住民税及び事業税	217,851	
法 人 税 等 調 整 額	△126,726	91,125
当 期 純 利 益		1,134,223

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,617,252	2,376,152	—	2,376,152	23,531	300,000	△718,897
当期変動額							
当期純利益							1,134,223
自己株式の取得							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,134,223
当期末残高	2,617,252	2,376,152	—	2,376,152	23,531	300,000	415,325

	株 主 資 本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	利益剰余金合計			
当期首残高	△395,366	△1,979	4,596,058	4,596,058
当期変動額				
当期純利益	1,134,223		1,134,223	1,134,223
自己株式の取得		△61	△61	△61
当期変動額合計	1,134,223	△61	1,134,161	1,134,161
当期末残高	738,856	△2,040	5,730,220	5,730,220

**独立監査人の監査報告書**

平成28年5月27日

株式会社シーマ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 若 槻 明 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
    - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
  - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

株式会社シーマ 監査役会

常勤監査役	吉	川	秀	雄	Ⓞ
社外監査役	山	根	裕	一郎	Ⓞ
社外監査役	妙	見	聡	子	Ⓞ

## 連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社等の数 2社

主要な連結子会社等の名称 Israel Shiraishi, Ltd.

株式会社 ニューアート・ラ・パルレ

なお、株式会社ウェディングサポートについては、平成27年11月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併方式にて、消滅したため連結子会社ではなくなりました。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

##### (イ) 主要な非連結子会社の名称

株式会社ニューアート・クレイジー、株式会社ニューアート・ウェディング、Hong Kong New Art Ltd.

##### (ロ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社ニューアート・クレイジー、株式会社ニューアート・ウェディング、Hong Kong New Art Ltd.

#### (2) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名 決算日

Israel Shiraishi, Ltd. 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社等の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

② 通常の販売目的で保有するたな卸資産

イ. 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～41年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

在外連結子会社は所在地国の会計基準にもとづく定額法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用

均等償却によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社などの資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理としています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 金利スワップ
- ・ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略します。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用に伴う変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表関係)

「建物附属設備」の表示方法は、従来、貸借対照表上、「建物附属設備」(前連結会計年度536百万円)として表示しておりましたが、内容をより明確に表示するため、当連結会計年度より「建物及び構築物」(当連結会計年度692百万円)として表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,473,969千円  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。  
投資有価証券（株式） 66,430千円  
関係会社長期貸付金 213,300千円  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	332,527,514	—	—	332,527,514
合計	332,527,514	—	—	332,527,514
自己株式				
普通株式	106,692	1,983	—	108,675
合計	106,692	1,983	—	108,675

（変動事由の概要）

自己株式の普通株式増加数の内訳は次の通りです。

  単元未満株式の買取 1,983株

2. 配当に関する事項  
  該当事項はありません。
3. 新株予約権に関する事項  
  該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。資金運用については短期的な預金などに限定しています。なお、デリバティブについては、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客および提携先企業の信用リスクに晒されています。また、外貨預金は、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、外貨預金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。これ以外の残高は、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達と短期的な運転資金を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されていますが、長期の一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、営業債権について、得意先毎に債権の発生時期を整理して、売掛金年齢表を作成し残高管理を行っています。また、滞留債権については、営業責任者および商品責任者は、遅滞なく債権の明細、回収見込、その他の状況について、社長および関係者に報告し、適切な対応策を協議することにより、得意先の財務状況などの悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。また、当社は借入金にかかる支払金利の変動リスクに関しては、長期借入金の一部について、金利スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っております。

- ③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、資金管理責任者が常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

- (4) 金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。（(注) 2. 参照）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,535,917	2,535,917	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,823,217	1,823,217	—
(3) 短期貸付金	3,100	3,100	—
(4) 関係会社長期貸付金	213,300	215,535	2,235
資産計	4,575,535	4,577,770	2,235
(1) 支払手形及び買掛金	154,516	154,516	—
(2) 短期借入金	1,800,000	1,800,000	—
(3) 未払法人税等	351,031	351,031	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	500,000	499,721	△278
(5) 長期未払金	2,538	2,519	△19
負債計	2,808,086	2,807,788	△298
デリバティブ取引	—	—	—

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (4) 関係会社長期貸付金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを長期プライムレートなど適切な指標にもとづく利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (4) 長期借入金、(5) 長期未払金

これらの時価は、元金金の合計額を、新規と同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金 (注1)	1,030,027
非上場株式等 (注2)	66,930

(注1) 敷金及び保証金は償還期限の定めが無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから当該帳簿価額によっています。

(注2) 非上場株式等は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 17円74銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 3円92銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

#### ① 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～41年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

#### (3) 長期前払費用

均等償却によっています。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。

5. その他計算書類のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

「建物附属設備」の表示方法は、貸借対照表上、「建物附属設備」(前会計年度184百万円)として表示しておりましたが、内容をより明確に表示するため、当会計年度より、「建物及び構築物」(当会計年度366百万円)として表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,380,677千円  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 関係会社に対する金銭債権債務の額 短期金銭債権 17,806千円  
長期金銭債務 42,728千円

3. 保証債務

子会社の㈱ニューアート・ラ・パルレの一部の店舗および本社において、賃貸借契約に関する連帯保証をしております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高 265,367千円

営業取引以外の取引による取引高 11,759千円

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 108,675株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

繰越欠損金	87,650千円
未払事業税	18,901千円
棚卸資産評価損	60,223千円
その他	5,942千円
小計	172,718千円
評価性引当額	△57,877千円
合計	114,841千円

繰延税金資産（固定）

繰越欠損金	242,737千円
退職給付引当金	57,904千円
減損損失	177,855千円
不正事故損失	54,621千円
貸倒引当金	10,264千円
関係会社株式評価損	3,144千円
その他	597千円
小計	547,126千円
評価性引当額	△535,241千円
合計	11,885千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員および個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職 業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	ジャン・ ポール・ トルコウ スキー	ベルギー	—	当社社外取締役 エクセルコN.V. および F.T.K. BVBAマネー ジング・ディレクター (注3、4)	—	商品の仕入	商品の仕入 (注2)	426,178	買掛金	16,018
	リオー ル・クン スラー	ベルギー		当社社外取締役 エクセルコN.V. および F.T.K. BVBAマネー ジング・ディレクター (注3、4)						
(注5)	一般財団 法人軽井 沢ニュー アートミ ュージア ム	長野県 北佐久郡 軽井沢町	3,000	美術館	—	商品仕入 及び販売先	商品の仕入 (注2)	73,277	—	—
							商品の販売 (注2)	22,967	売掛金	1,378
役員	白石哲也	東京都 渋谷区	—	当社取締役	0.15%	株式取得	関係会社 株式の取得 (注6)	24,000 (注7)	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 取引条件は一般の取引条件によっております。
3. 当社社外取締役ジャン・ポール・トルコウスキーおよびリオール・クンスラーが第三者（エクセルコN.V. およびF.T.K. BVBA）の代表者として行った取引であります。
4. F.T.K. BVBAの正式社名は、F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturingです。
5. 当社の役員が業務執行を決定する権限の過半数を自己の計算において所有しておりませんが、当社の代表取締役白石幸生が議決権の過半数を所有する会社が基本財産の100%を拠出した法人です。
6. 株式会社ニューアート・クレイジーの株式取得代金です。
7. 取引条件については、独立の第三者算定機関に株式価値算定を依頼し、その評価を勘案して決定しております。

## 2. 関係会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Israel Shiraishi, Ltd.	イスラエルテルアビブ	1,000 イスラエルシェケル	ダイヤモンドの仕入	直接100%	商品の仕入 資金の貸付	資金の貸付(注1)	244,577	関係会社長期貸付金	30,380
							ダイヤモンドの仕入(注2)	265,367	—	—
子会社	株式会社ニューアート・ラ・パルレ	東京都中央区	90百万円	エステ事業	直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	160,000	関係会社長期貸付金	95,000
							貸付金の回収	500,000	—	—
子会社	株式会社ウェディングサポート(注4)	東京都中央区	15百万円	ブライダル事業	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1)	—	関係会社長期貸付金	1,332,000
子会社	株式会社ニューアート・クレイジー	東京都中央区	11百万円	ゴルフ用品製造及び販売	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1)	213,300	関係会社長期貸付金	213,300

- (注) 1. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. ダイヤモンドの仕入に関する取引は一般的取引条件により、規程の範囲で決定されます。
3. Israel Shiraishi, Ltd. に対する貸付金に対し20,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において7,000千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
4. 株式会社ウェディングサポートは、平成27年11月1日付で当社に吸収合併され、消滅しております。したがって属性、議決権の所有割合(%)、期末残高は平成27年10月31日時点、取引金額は平成27年4月1日から平成27年10月31日までの金額を記載しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 17円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 3円41銭  |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。